

Post Add Post 販売利用規約

本約款は、有限会社ザワン(以下ザワンという)が、ホームページや、ブログへの集客支援を目的としたツール(以下 Post Add Post)に関する事項を定めるものです。

第 1 条(Post Add Post)

ザワンは本約款に定める条件にて Post Add Post の販売を行い、お客様は本約款にてこれを承諾するものとします。

第 2 条(定義)

1 「Post Add Post」

本約款に基づきザワンが販売する Post Add Post は、ホームページ及びブログの各ページ表示方法を自由に組み替えて、集客の訴求力を高めることを目的としたツール。

2 「お客様」

本約款をご承諾の上、ザワン所定の手続きに従い申し込みを行なった個人、法人。

3 「販売価格」

PAP、30,000円(外税)

2)PAP カスタマイズバージョン 100,000円(税別) PAP 代金+カスタマイズ代金*

ザワンが該当ワードプレスのテンプレートをお借りしてPAPが利用できるようにカスタマイズします。

4、「認証キー」

Post Add Post を動作させるため及びお客様を識別する為に、ザワンが付与する英数字、記号を組み合わせた符号

第 3 条(販売契約のお申込み及び契約成立)

- 1 お客様は、Post Add Post の販売契約約款に同意の上、に、ザワンが指定する事項を記入し申し込むものとします。
- 2 前項の利用申込み及び販売代金入金確認を以って、ザワンがお客様に動作認証キーを渡した時点で、契約完了となります。但し、カスタマイズの場合も前項の利用申込み及び販売代金入金確認を以って契約成立とします。

第 4 条(Post Add Post の引渡し完了)

- 1 本契約は、前条の第2項において定めた内容。
- 2 本契約は、ザワンがお客様に対して動作認証キーを電子メールにて発信(通知)した時に成立するものとします。但し、カスタマイズの場合は、カスタマイズ作業終了時に通知を以って引渡し完了とします。

第 5 条(Post Add Post のサポート期間)

- 1 動作承認キー発行通知より30日をサポート期間とし、それ以降は対象外となります。

- 2 サポートとは、Post Add Post 動作時に不具合が生じた場合の対処を指す。
但し、不具合の状況により、対処できないこともあります。

第 6 条(通知方法)

ザワンからお客様への Post Add Post に関する通知は、当、ホームページ上で告知します。

第 7 条(メールアドレス住所変更の届出)

- 1 お客様は、申込情報に変更があった場合には、そのことを速やかにザワンに届け出るものとします。
- 2 お客様から申込情報の変更に関する届出があった場合には、それ以後、ザワンからお客様に対する連絡、通知等は、変更先に対して行なわれるものとします。
- 3 ザワンは、お客様より本条第1項の届出がなく、ザワンからの通知又は送付書類が変更前の連絡先に到達又は不到達となったことに起因して、お客様及び第三者に対して生じた如何なる損害についても一切の責任を負わないものとします。

第 8 条(権利義務譲渡)

お客様は、本約款に定める権利義務を第三者に譲渡又は担保に提供することができないものとします。

第 9 条(Post Add Post の利用開始)

- 1 Post Add Post は、本契約の成立後、ザワンからお客様に対して動作承認キーを発信(通知)した時から使用可能となります。
- 2 ザワンは、本契約が成立したお客様に対して、Post Add Post をご使用の際に必要な動作認証キーをザワンの定める方法で通知します。

第 10 条(Post Add Post の代金支払い方法)

お客様は、利用契約申込書に定める Post Add Post の販売代金を、ザワンが指定する方法にて支払うものとします。

第 11 条(動作認証キー)

- 1 ザワンがお客様に対して発行した動作認証キーについては、お客様の責任において適切に管理するものとします。
- 2 ザワンは、第三者が何らかの手段でお客様の動作認証キーを入手して、これを不正に使用したためにお客様又は第三者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。
- 3 ザワンはお客様が、弊社代理店に動作認証キーを知らせ、本サービスの利用代行を依頼した場合、生じた損害については一切の責任を負わないものとします。

第 12 条(禁止事項)

- 1 お客様は、ザワンが提供する Post Add Post の使用に際して、以下の各号に掲げる行為を行なわないものとします。これらの行為によって損害を被った場合これを賠償するものとする。

- (1) 本約款に基づきザワンから提供されたものを第三者に貸与、譲渡、担保設定又は使用させる行為
 - (2) 本約款に基づきザワンから提供されたものを複製、改変、編集又は頒布する行為
 - (3) 本約款に基づきザワンから提供されたものを悪用する行為又はザワンが許諾した以外の目的で使用する行為
 - (4) ザワン又は第三者の著作権、商標等の知的財産権を侵害し又は侵害するおそれのある行為
 - (5) ザワン又は第三者を誹謗中傷し若しくは信用名誉を毀損する行為又はプライバシーを侵害する行為
 - (6) ザワン又は第三者の財産を侵害し又は事業営業活動を妨害する行為
 - (7) その他法令に違反し又は公序良俗に反する行為
- 2 お客様は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合又は該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、直ちにザワンに通知するものとします。

第 13 条(秘密情報の取扱い)

- 1 ザワンは、お客様より、Post Add Post の使用にあたって提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、お客様が特に秘密である旨あらかじめ書面で指定した情報で、提供の際に秘密情報の範囲を特定し、秘密情報である旨の表示を明記した情報(以下「秘密情報」といいます。)を第三者に、開示又は漏洩しないものとします。但し、お客様より予め承諾を受けた場合及び次の各号のいずれかに該当する情報については、この限りではありません。
- (1) お客様より開示を受けた際、すでにザワンが自ら保有又は正当な権限を有する第三者から合法的に入手していた情報
 - (2) お客様より開示を受けた際、すでに公知であった情報
 - (3) お客様より開示を受けた後、ザワンの責によらず公知となった情報
 - (4) お客様より開示を受けた後、ザワンが独自に開発した情報
 - (5) 本条に従った指定、範囲の特定や秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報
- 2 前項の定めにかかわらず、ザワンは、秘密情報のうち法令の定めに基づき又は権限のある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先又は当該官公署に対し、開示することができるものとします。
- この場合、ザワンは、関係法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨をお客様に通知するものとし、開示前に通知を行なうことができない場合は、開示後にすみやかにこれを行なうものとします。
- 3 ザワンは、秘密情報の取扱いについて、管理に必要な措置を講ずるものとします。
- 4 ザワンは、お客様より提供を受けた秘密情報は、本システムの遂行目的の範囲内でのみ使用します。
- 5 各前項の規定にかかわらず、ザワンが必要と認めた場合には、第17条所定の業務委託先に対して、委託のために必要な範囲で、お客様からの事前の承諾を受けることなく、秘密情報を開示することができるものとします。但し、この場合、ザワンは業務委託先に対して、本条に基づきザワンが負う秘密保持義務と同等のものを負わせるものとします。

第 14 条(お客様情報の取扱い)

- 1 ザワンは、Post Add Post の使用にあたってお客様より提供を受けた営業上その他業務上の情報に含ま

れる個人情報を、Post Add Post 遂行目的の範囲内のみで使用し、第三者に開示又は漏洩しないものとします。

2 前項の個人情報の取扱いについては、前条の第2項ないし第5項の規定を準用するものとします。

第 15 条(業務委託)

ザワンは、Post Add Post の運営に関する業務の全部又は一部を、お客様の承諾なしに第三者に委託できるものとします。その場合には、ザワンは責任をもって委託先を管理するものとします。

第 16 条 (Post Add Post のバージョンアップ)

1 ザワンは、業務上その必要があると客観的に判断したときはバージョンアップを実施します。

2 ザワンは、前項において定める Post Add Post のバージョンアップを実施した場合、その内容をお客様に通知いたします。

3 本条第1項において定める Post Add Post のバージョンアップ版をお客様が使用する場合は、有償となる。

第 17 条 (ザワンの責任)

1 ザワンは、ザワンが推奨環境において機能する Post Add Post を販売するものとします。

なお、PAP 使用の結果、必ずしもお客様の目的に適合した完全、正確、確実又は有用な結果ではない場合も起こりえます。その場合、ザワンの責任は、一切ないものとします。

2 お客様又は第三者が Post Add Post を使用したことによってサイトに生じた損害について、ザワンは一切の責任を負わないものとします。

第 18 条 (免責)

1 ザワンは、Post Add Post の使用に際してお客様又は第三者に損害が生じた場合、ザワン又はザワンの業務委託先において故意又は重過失がある場合は、責任を持って対処するものとしますが、その他の場合は一切責任を負わないものとします。

2 Post Add Post の使用に際して、お客様が、故意又は重過失によりザワン又は第三者に対して損害を与えた場合には、お客様は損害の賠償をするものとします。

第 19 条 (損害賠償責任)

ザワンは、Post Add Post に関連してお客様又は第三者に損害を与えた場合で、前条第1項により責任を負う場合においては、現実が発生した直接の損害の範囲において販売価格を上限として賠償責任を負うものとします。

第 20 条 (本契約の解除)

1 お客様は、本契約を解除する場合には、ザワンが指定する方法で本契約解除の通知をザワンに対して行なうものとし、販売金額の返金はないものとします。Post Add Post テストバージョンで動作確認をした上での申し込みとなっている。

- 2 ザワンは、お客様が以下に該当するに至ったときは、何らの通知、催告を要せずに即時に本契約を解除できるものとします。

本約款で定める条項に違反したとき

第 21 条（利用契約約款の改定）

- 1 ザワンは、以下の各号に掲げる方法により利用契約約款の内容を改定することがあります。
 - (1) 本契約の内容は、改定された利用契約約款の実施の日から、改定された利用契約約款の内容に従って変更されるものとします。
 - (2) ザワンはお客様に対して実施する日を定めて改定内容を通知するものとします。
- 2 なお、改定内容を通知した後14日を経過してもお客様から本契約を解除する旨の申し出がなかった場合には、同日をもって、お客様が改定内容を承諾したものとみなします。

第 22 条（疑義）

本約款に定めのない事項又は本約款の条項の解釈等についての疑義が生じた場合は、お客様とザワンとの間で互いに誠意をもって協議してこれを解決するものとします。

第 23 条（準拠法）

本契約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本国法が適用されるものとします。

第 24 条（管轄裁判所）

本契約に関する訴訟については、ザワンの本店所在地を管轄する裁判所とします。

附則(2017年6月26日作定)

この規則は、2017年6月26日に作定し、即日実施します。

追記(2017年7月3日作定)

第2条 第3項 追加、第3条 第2項及び第4条第2項追加